

医療機関等で医療費を全額（10割）支払った場合 補装具、小児弱視等治療用眼鏡等

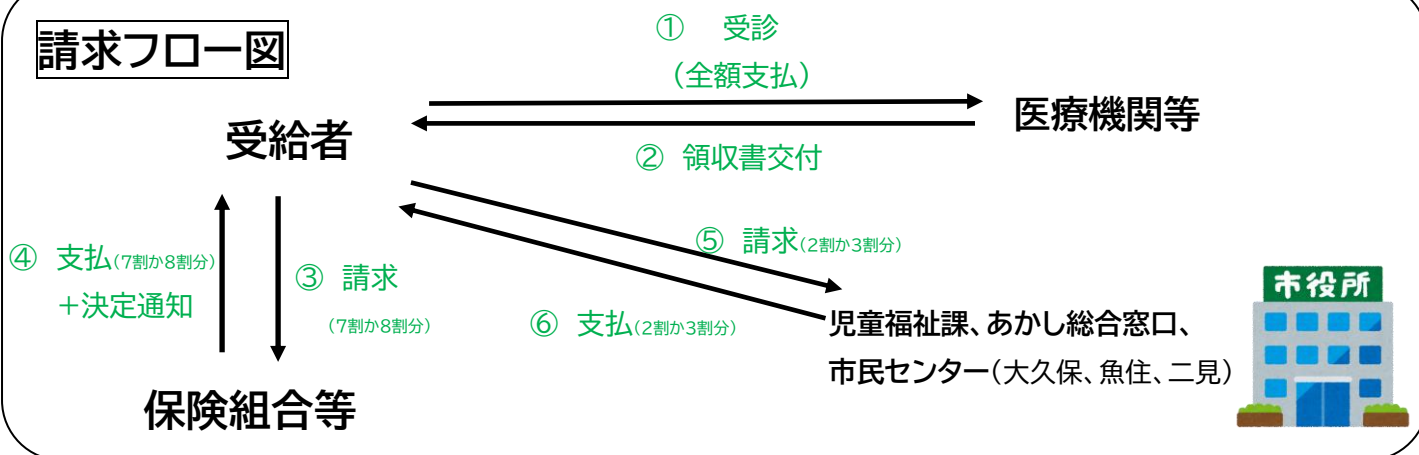
- 小児弱視等の治療用眼鏡を作り、10割を医療機関等で支払った場合
- 補装具を作り、装着し、補装具の代金を10割で支払った場合

例えば、どういう時？

医療機関等の窓口でいったん医療費の全額(10割)をご負担いただいた場合、ご加入の保険組合等に保険診療(7割か8割)分を請求したのち、残りを明石市に請求してください。



請求フロー図



【払い戻しの方法について】

- (1) 医療機関等からの請求金額を支払い、**領収書を必ずもらってください。**
- (2) 加入する保険組合等に対して、保険診療(7割か8割)分を請求
(必ず領収書のコピーと、意見書・装具装着証明書のコピーをお取りください！)
- (3) 明石市役所児童福祉課(平日 8:55~17:40)、あかし総合窓口(平日 9:00~17:15)、各市民センター(平日 8:55~12:00、13:00~17:15)でのお手続きが必要です。
- (4) 郵便での手続きも可能です。その場合は児童福祉課までお問合せください。

【必要書類(窓口で申請する場合)】

- 支給決定通知書(原本が必要です)
- 印鑑(認め印で結構です)
- 医師の意見書・装具装着証明書のコピー
- 通帳などの振込先口座のわかるもの(保護者名義のもの)
- こども医療受給者証
- 健康保険証
- 領収書原本(またはコピー)

注意！！

治療用眼鏡等については、上限額があります。上限を超えた部分は自己負担となります。



ご請求をいただいてから支払いまでは2~3か月程度かかります。ご了承ください。

【お問合せ】 明石市 児童福祉課 TEL:078-918-5027 Fax:078-918-5196
〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号